

に大きな役割を発揮している信用組合が、相互扶助の理念による協同組織金融機関として、今後ともその機能・役割を効果的に果たすことができるよう支援すること。

#### 【具体的な要望事項】

**1** 「貸し渋り・貸し剥し」が再燃することのないよう緊急保証制度の期間延長やセーフティネット貸付・危機対応業務といった支援策の継続・拡充等、中小企業資金繰り対策については万全の措置を講ずること。

**2** 商工中金や日本政策金融公庫の役割・機能が十分に発揮されるよう引き続き十分な措置を講ずること。

**3** 不動産担保や人的保証に過度に依存しない融資慣行の普及（営業性資産・知的財産権の活用、個人保証限度の見直し等）に向けての取組みを一層推進すること。

**4** 中小企業倒産防止共済制度について、借入限度額の引き上げや貸付事由の緩和等利用しやすくなるよう制度の改正を行うこと。

**5** 小規模企業共済制度については、加入対象者の拡大や事業承継資金の低利融資制度の創設等制度面の見直しを早急に行うこと。

**6** 高度化事業（高度化融資制度）は、中小企業が新たな事業展開を行う上で極めて効果的な制度であることから、事業環境変化に対応した運用面の改善を行うこと。

**7** 信用組合をはじめとする協同組織金融機関は、相互扶助という理念の下、金融サービスが行きわたりにくい立場にある小規模事業者や生活者への金融仲介機能を果たしており、地域経済の活性化に必要不可欠な組織である。地域金融・中小企業金融機能を発揮していくため、今後とも信用組合による地域金融機能は堅持すること。

### 3 中小企業の事業継続・活力維持・成長力強化に向けた税制支援の拡充強化

中小企業が安心して事業を継続し、活力の維持と成長力の強化が図られるよう、中小企業関係税制の強化を図ること。特に、中小企業の設備投資、研究開発促進のための税制措置を維持強化すること。

#### 【具体的な要望事項】

##### 1 中小企業関係税制の充実強化

(1) 中小企業の活力を維持するため、設備投資、研究開発を促進する次の措置を講ずること。

- ① 中小企業投資促進税制の租税特別措置を延長すること。
- ② 中小企業技術基盤強化税制の租税特別措置を延長すること。
- ③ 中小企業者等の少額減価償却資産の特例を恒久化すること。

(2) 中小法人の交際費を全額損金算入とすること。

(3) 中小企業倒産防止共済制度の貸付限度額（全額損金）を引き上げること。

(4) 個人事業主の共同経営者を小規模企業共済制度の加

入対象者に拡大するなど、個人事業者における事業承継税制を創設すること。

(5) 非上場株式に係る相続税の納税猶予制度の円滑な運用を図るとともに、事業承継税制の納税猶予制度の適用対象に株式信託を加えること。

(6) 個人事業主の勤労性所得を評価した事業主報酬制度を導入すること。

(7) 特殊支配同族会社における役員給与の損金不算入措置を廃止を含め見直すこと。

(8) 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法に基づく登録免許税の軽減措置を延長すること。

(9) 欠損金の繰戻し還付制度を拡充すること。

(10) 減価償却資産の耐用年数の簡素化を図ること。

(11) 公害防止用設備及び廃棄物再生処理用設備の固定資産税の課税標準の特例措置の適用期限を延長するなど固定資産税の負担軽減を図ること。

(12) 事業所税を廃止すること。

(13) 利子税、延滞税の軽減を図ること。

(14) 印紙税は現在の商取引の実態に即して廃止すること。

(15) 商品券等の未引換分の収益計上時期を見直すこと。

(16) 中小企業の省エネ・新エネ・低炭素経営・水処理の促進に対する税制支援を強化すること。

##### 2 中小企業組合関係税制の充実強化

(1) 企業組合、協業組合を含めた中小企業組合の法人税率を引き下げること。

(2) 火災共済協同組合等の異常危険準備金の損金算入の特例措置を延長すること。

(3) 創業と雇用創出を担う企業組合の設立促進に向けた税制措置を講ずること。

(4) 事業協同組合等に対する法人住民税（均等割）の軽減措置を講ずること。

(5) 火災共済協同組合が行う地震火災費用見舞金等に対する税制措置を講ずること。

(6) 特定共済組合が積み立てる異常危険準備金を損金算入するとともに、剰余金の配当を共済事業の利用者全般に配当できるよう措置すること。

(7) 団地組合が組合員の倒産等により団地内不動産の一時取得する場合の登録免許税・不動産取得税の軽減措置を講ずること。

(8) 組合の地域振興、社会貢献に対する寄付金は全額損金に算入すること。

**3** 法人税法上の中小法人の定義を中小企業基本法に倣い資本金等3億円以下とするとともに、中小法人に対する法人税の軽減税率（18%：2年間の時限措置）の引下げと適用所得範囲（800万円）の拡大を図ること。

**4** 連結納税制度の見直しを含むグループ法人税制は、中小企業の実態に十分配慮して導入すること。

**5** 中小企業の負担増となる消費税率の引き上げは行わないこと。

**6** 環境税（地球温暖化対策税）の安易な導入は避けること。

**7** 自動車関係諸税の暫定税率を廃止する場合は、旧税率